

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 子育て支援課 家庭支援係	
許 認 可 等 名	高等技能訓練促進費の支給の決定	
根 拠 法 令	母子及び寡婦福祉法施行規則	
根 拠 条 項	第6条の11第1項	
連 絡 先	(電話 621 - 5122)	
審 査 基 準	基 準	<p>高等技能訓練促進費を受けることができる者は、養成機関において修業を開始した日以後において、次の各号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、別に定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するために修業している母子家庭の母（その者が徳島市内に住所を有する場合に限る。）とする。</p> <p>(1) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けていること又は当該手当の支給要件と同様の所得水準にあること。</p> <p>(2) 対象資格の養成機関において、2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。</p> <p>(3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。</p> <p>(4) 高等技能訓練促進費の支給を受けたことがないこと。（特に必要と認められる場合を除く。）</p>
	参 考 事 項	徳島市母子家庭高等技能訓練促進費等事業実施要綱
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （設定しないものについてはその理由）	総日数 7日（休日を含む）
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）